



コロナ禍が続いておりますが、現在、弊所も台湾特許庁も通常通り業務を続けておりますので、どうかご休心くださいますようお願い申し上げます。皆様も時節柄、くれぐれもご自愛くださいますようお願い申し上げます。

## TIPLO News

2022年3月号(J271)

このニュースレターは、知的財産分野を中心に、台湾の法律情報等を様々な角度から取り上げ、日本語と英語の両方で月に一回お届けしています。

台湾知的財産事情に対する理解を深め、新着情報をいち早くキャッチするための道具として、このニュースレターだけでなく、特許・商標・著作権等に関するあらゆる情報を完全網羅し、関連法制の改正から運用実務まで徹底解説する当所サイト [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw) もぜひご活用ください。

### 今月のトピックス

- 01 2022年3月1日から「専利出願案件に係る海外とのリモートビデオ面接」を新たに運用
- 02 「専利法第60条の1改正案」が行政院院会で可決
- 03 知的財産局が2021年「専利」トップ100を公表
- 04 知的財産局、2021年専利・商標出願受理概況を公表

### 台湾ハイテク産業情報

- 01 聯電(UMC)50億米ドルを投下して シンガポールで22ナノ工場新設
- 02 株式会社デンソーがTSMCのJASMへ少数株式出資

### 台湾知的財産権関連判決例

- 01 商標権関連  
両商標の類似度は低く、係争商標は誤認混同のおそれを構成する2つの必須要素の中の1つが欠けている

## 今月のトピックス

J220301Y1

### 01 2022年3月1日から「専利出願案件に係る海外とのリモートビデオ面接」を新たに運用

知的財産局は次のように公告した。情報通信技術はすでに高度に成熟しており、さらには社会情勢の変化、例えばコロナ感染の影響で当事者が知的財産局に赴いて面接を行えないような状況に対応するため、IT 設備を用いることで審査手続きを進めるのに役立つ場合は、審査手続きの公正性と透明性を確保できるという前提の下、知的財産局の規定に適合する場所及び IT 環境の条件において、専利出願案件のリモートビデオ面接を行えるよう規定を緩和することとし、2022年3月1日より正式に「専利出願案件に係る海外とのリモートビデオ面接」の運用を開始する。この措置は主に出願人及び専利代理人に対して、「適当な場所」※で知的財産局が設置した会議システムとオンラインで接続して審査官と直接「リモートビデオ面接」※※を行うという選択肢を提供するものである。例えば、日本にいる出願人と、台湾の事務所にいる代理人が、審査官と三者で直接にリモートビデオ面接を行うことができ、知的財産局の各サービス処に赴きネットワークを通じて行う「ビデオ面接」※※※を行う必要がなくなり、移動の時間を節約でき、審査とサービスの効率も向上できる。

公告「専利出願案件に係る海外とのリモートビデオ面接」の詳細な内容は以下の知的財産局サイトを参照されたい。

(<https://www.tipo.gov.tw/tw/cp-85-902710-65e97-1.html>) (2022年3月)

#### 【訳注】台湾における面接審査の種類

種類	説明	場所	適用の案件
知的財産局での面接	知的財産局で面接を行う。	知的財産局	全ての案件
ビデオ面接※※※ (原文: 視訊面詢)	各地における知的財産局のサービス処でそこに設置されたビデオ会議設備を利用して面接を行う。	知的財産局が各地(新竹、台中、台南、高雄)に設置したサービス処(サービス室)	全ての案件
リモートビデオ面接※※ (原文: 遠距視訊面詢)	出願人及び代理人が「専利案件面接作業要点」で定められた「適当な場所」で、要件を満たす PC を利用してオンライン接続し、面接を行う。	以下の「適当な場所」※の要件を満たす場所(例えば、会社内、事務所内) (1) 非公開の場所 (2) 知的財産局の定めるソフトウェア・ハードウェアの設備を備え、且つ良好なビデオ品質を維持できるもの	無効審判以外の案件

J220224Y1

## 02 「専利法第 60 条の 1 改正案」が行政院院会で可決

知的財産局は公告にて、台湾の「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」への加入推進と 2019 年 8 月 20 日に施行された薬事法の「医薬品特許リンケージ制度」に合わせて、2022 年 2 月 24 日の第 3791 次行政院院会（訳注：日本の閣議に相当）にて「専利法第 60 条の 1 改正案」が可決されたことを告知した。

専利法第 60 条の 1 改正案における重点は、健全な医薬品特許リンケージ制度の運用の下、薬事法に基づき後発医薬品の医薬品許可証（薬事承認）申請において申請者が新薬の特許権を侵害していない、又は新薬の特許権は取り消すべきものであると主張する場合、新薬の特許権者は後発医薬品の医薬品許可証審査手続きにおいて訴訟を提起できること、さらに新薬の特許権者が（定められた期限までに）訴訟を提起しなかった場合、後発医薬品の医薬品許可証申請者は特許権を侵害していないことを確認する訴訟を提起できることである。（2022 年 2 月）

J220215Y1

## 03 知的財産局が 2021 年「専利」トップ 100 を公表

知的財産局は 2021 年専利出願及び公告・証書交付統計資料を公表した。専利（特許、実用新案、意匠を含む）の出願について、内国出願人としては、台湾積体電路製造股份有限公司（Taiwan Semiconductor Manufacturing Company, Limited、以下「TSMC」）が 1950 件で六連覇を達成した。外国出願人としては Qualcomm（845 件）が 2 年連続で首位を獲得している。専利の証書交付については、内国出願人として TSMC が 1053 件、外国出願人として Applied Materials が 492 件でそれぞれ首位を獲得した。また、内国出願人の専利出願件数トップ 100 入りした「企業」と「研究機関」による「特許」出願件数は前年比でそれぞれ 17%、11%増加している。

### 一、内国出願人の専利出願件数で、TSMC が六連覇

内国出願人についてみると、TSMC の専利出願件数は 2016 年から首位を維持しており、2021 年は 1950 件出願して、前年比で 78%と大幅に成長し、友達光電股份有限公司（AU Optronics）（471 件）がそれに続いている。4 位の瑞昱半導體股份有限公司（Realtek Semiconductor）（442 件）と 6 位の南亞科技股份有限公司（Nanya Technology）（290 件）は 2001 年以来の最高記録を達成している。台達電子工業股份有限公司（Delta Electronics）（205 件）も 18%成長し、2015 年に続いて再びトップ 10 入りを果たした。

2021 年内国出願人の専利出願は 1 万 2234 件に達し、年成長率は 8%に上った。専利全体の 75%を占める特許が 13%成長しており、そのうち企業と研究機関の特許出願はそれぞれ 17%、11%成長した。意匠登録出願も 1%増加したが、実用新案登録出願は 7%減少し、特に教育機関による出願が 20%減少している。

### 二、金融機関 6 行が専利出願トップ 100 入り：兆豊が専利出願で首位、華南は特許出願で最多

金融機関 6 行が内国出願人による専利出願トップ 100 入りし、兆豊国際商

業銀行（Mega Bank）（165 件）が金融機関の最多となり、それに中国信託商業銀行（CTBC Bank）（155 件）、合作金庫商業銀行（TCB Bank）（144 件）が続き、成長率は 53%～85%に達している。また、華南商業銀行（Hua Nan Bank）（46 件）は 2020 年から 2 年連続で特許出願最多の金融機関となっている。

三、台湾教育機関としては城市科大が専利出願首位、陽明交通大が特許出願で最多

教育機関 28 校が内国出願人による専利出願トップ 100 入りし、台北城市科技大学（Taipei City University of Science and Technology）（170 件）が教育機関の中で最多となった。とくに特許出願については、2021 年に国立陽明大学（National Yang-Ming University）と国立交通大学（National Chiao Tung University）が合併した国立陽明交通大学（National Yang Ming Chiao Tung University）が 135 件で教育機関の首位を獲得し、国立成功大学（National Cheng Kung University）（102 件）、国立台湾大学（National Taiwan University）（86 件）、国立清華大学（National Tsing Hua University）（86 件）がそれに続いた。

四、工研院の特許出願件数は研究機関のトップ

研究機関 5 機関が内国出願人による専利出願トップ 100 入りし、トップ 100 で 5 位の財団法人工業技術研究院（Industrial Technology Research Institute、略称「工研院」）（404 件）が研究機関としては最も多く、財団法人金属工業研究開発中心（Metal Industries Research & Development Centre）（89 件）がそれに続いた。

五、外国出願人による専利出願は Qualcomm が 2 年連続首位

外国出願人による専利出願トップ 10 をみると、首位の Qualcomm が前年比で 17%成長して 845 件出願し、Applied Materials（793 件）、東京エレクトロン（477 件）、Disco（225 件）がそれぞれ 2 位、5 位、10 位にランキングされて、半導体設備メーカーが 10 社中 4 社を占めた。ASML Netherlands（265 件）は過去最高を記録して、初めて 8 位に躍り出た。Samsung Electronics（520 件）は 4 位に上昇し、98%成長して 10 社の中で最高の成長率となった。

2021 年外国出願人による専利出願件数は 1 万 4149 件に達し、年成長率は 5%に上った。専利全体の 87%を占める特許が 5%成長し、実用新案と意匠もそれぞれ 3%、6%成長した。（2022 年 2 月）

**J220215Y1**

**J220215Y2**

#### **04 知的財産局、2021 年専利・商標出願受理概況を公表**

2021 年に知的財産局が受理した専利（特許、実用新案、意匠）の出願件数は 7 万 2613 件に上り、前年比で 1%増となった。その中で、特許（4 万 9116 件）は前年比で 5%増、実用新案（1 万 5796 件）、意匠（7701 件）はそれぞれ 10%減、4%減となった。商標の登録出願件数は 9 万 5917 件で、1999 年に知的財産局が設立されて以来の最高記録を達成した。審査実績については、特許の平均最終処分時間が 14.0 ヶ月を維持し、商標は 6.2 ヶ月に短縮して、出願人に迅速で質の高い審査を提供している。

一、内国出願人による特許出願件数は 2014 年以来の最高水準に、企業と研究

機関の出願がともに増加

内国出願人による特許出願件数は 1 万 9547 件で、2014 年以来の最高水準となった。これは主に企業による出願件数が 6%増加し(とくに大手企業は 9%増)、5 年連続で成長を遂げ、研究機関も 2%増加したことによる。内国出願人による実用新案登録出願件数は 1 万 4543 件、意匠登録出願は 3534 件でそれぞれ 12%、10%減少している。これは主に企業が 8%~10%減、個人が 16%減となっているのが原因となっている。外国出願人による出願件数は特許、実用新案、意匠がそれぞれ 2 万 9569 件、1253 件、4167 件で、年成長率は 7%、13%、2%であった。

二、日本は外国出願人の出願件数でダントツ首位

特許出願人を国(地域)別にみると、特許の出願件数は日本がダントツ首位で 1 万 3324 件に達し、米国(7986 件)、中国大陸(4253 件)がそれに続いた。4 位の韓国(2388 件)は年成長率が 27%で、国(地域)トップ 5 の中で最高の成長率となった。特許の種類別にみると、特許と意匠は日本がトップで、実用新案は中国大陸が最多だった。

三、内/外国出願人ともに商標登録出願件数が増加し、過去最高を記録

商標について、商標登録出願は件数ベースで 9 万 5917 件(区分ベースで 12 万 3217 件)に達し、年成長率は 2%となった。主に内国出願人は 7 万 3374 件、外国人出願人は 2 万 2543 件で、それぞれ 2%、3%成長している。

国(地域)別の商標登録出願件数トップ 5 の中で、中国大陸が 4929 件で首位を獲得し、年成長率は 8%であった。米国も 6%成長して 4032 件となり、日本(3437 件、前年比 14%減)を抜いて 2 位に躍り出た。

四、商標登録出願区分件数の最多区分は、内国出願人が第 35 類(企業経営)、外国出願人が第 9 類(コンピュータ)

内国出願人による商標登録出願の区分トップ 5 は、第 35 類(広告、企業経営等)が 1 万 5034 件で最も多く、年成長率も 13%で最も高かった。法人としては統一企業(567 件)が最も多く、全家便利商店(180 件)、金車公司(147 件)がそれに続いた。

外国出願人の区分トップ 5 については、第 9 類(コンピュータ及び IT 製品等)が 4502 件と最も多かった。また第 42 類(科学的及び技術的サービス)は年成長率が 20%で最も高かった。法人としては香港の免女孩が(135 件)で最も多く、中国大陸の小米科技(132 件)、日本の資生堂(107 件)がそれに続いた。

五、特許と商標の審査はリーズナブルな平均最終処分時間を維持し、企業のタイムリーな業界戦略をサポート

知的財産局が審査に全力を注ぎ、積極的に期限を管理することで、特許の平均最終処分時間は 14 カ月を維持し、商標についてはさらに 6.2 カ月にまで短縮して、2009 年以来の最短となった。審査待ち案件数は 5 万件の水準を維持しているため、企業が早期に権利を取得して、タイムリーに業界における戦略を展開するのに役立っている。(2022 年 2 月)

## 台湾ハイテク産業情報

J220224Y5

### 01 聯電（UMC）50 億米ドルを投下して シンガポールで 22 ナノ工場新設

ファウンドリー大手・聯電（UMC）は2022年2月24日に、取締役会でシンガポールの Fab12i 敷地内における最先端のウェハー工場新設計画が可決されたことを発表した。新工場は、22/28 ナノ製造プロセスを提供し、投資総額 50 億米ドルであるという。新工場第一期のウェハー月間生産能力を 3 万枚と計画し、2024 年に量産する見込みである。

聯電は、シンガポール新工場において今後製造する埋め込み高電圧ソリューション、埋め込み不揮発性メモリー、RFSOI 及びミックスドシグナル CMOS 等特殊製造プロセスについて、スマートフォン、スマートホームデバイスと電気自動車などへの幅広い応用に重要なものであると述べた。この新工場は、これらの市場の高い需要を満たし、重要な役割を果たすことができるので、特に 22/28 ナノウェハー生産能力の構造的な不足緩和に役立つことが期待されている。（2022 年 2 月）

J220216Y5

### 02 株式会社デンソーが TSMC の JASM へ少数株式出資

TSMC（台湾積体回路製造）、ソニーセミコンダクタソリューションズ株式会社（Sony Semiconductor Solutions Corporation, SSS）及び株式会社デンソー（DENSO Corporation）は2022年2月15日に共同発表し、株式会社デンソーが、TSMC が日本熊本県に設立し、多数の株式を有するウェハー子会社 JASM（Japan Advanced Semiconductor Manufacturing, Inc.）への少数株式に出資するという。3.5 億米ドルの投資を通じて、株式会社デンソーは JASM の 10%以上の株式を有することになる。

TSMC は日本において JASM ウェハー工場を 2022 年に新設し、且つ 2024 年末までの製造開始を計画している。また、市場のニーズを満たすために、すでに発表した 22/28 ナノ製造プロセスのほかに、前記ウェハー工場は一步進んでその製造能力の向上により、12/16 ナノ FinFET 効果製造プロセスの専門的な集積回路製造サービスを提供し、且つ月間生産能力も 12 インチウェハーの 5.5 万枚製造に引き上げる。

株式会社デンソー代表取締役社長 Koji Arima 氏は、自動運転や電動化などモビリティ技術の発展に伴い、半導体は自動車産業でますます重要になっているとコメントした。このようなパートナーシップを通じて、半導体の中期から長期に至る安定供給及び自動車産業に貢献できると予想される。（2022 年 2 月）

## 台湾知的財産権関連判決例

### 01 商標権関連

#### ■ 判決分類：商標権

I 両商標の類似度は低く、係争商標は誤認混同のおそれを構成する 2 つの必須要素の中の 1 つが欠けている

#### ■ ハイライト

原告（聖旺商旅股份有限公司）は 2018 年 6 月 20 日に「聖旺商旅 San Juan Easy Stay Inn Tainan」商標を以って第 43 類の「旅館」等役務での使用を指定し、知的財産局に登録を出願し、登録第 1982751 号商標として登録された。その後参加人（蔡合旺事業股份有限公司）は係争商標が商標法第 30 条第 1 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号の規定に違反するとして登録異議を申し立てた。審理した結果、係争商標の登録に商標法第 30 条第 1 項第 10 号規定が適用されるとして、取消処分を下した。原告はこれを不服として行政訴願を提起したが棄却されたため、行政訴訟を提起した。

知的財産裁判所は訴願決定及び原処分を取り消す判決を下し、判決の趣旨は以下の通りである。

本件に存在する誤認混同に関連する要素：

一、商標の類否及びその類似の程度：「聖旺商旅」と「神旺大飯店」はいずれも「旺」という文字を有するが、「旺」を目立たせるためにわざと拡大しておらず、しかも係争商標の頭文字は「聖」、語尾は「商旅」であり、異議申立の根拠商標は頭文字が「神」、語尾が「大飯店」であり、明らかに異なり、両商標の類似の程度は極めて低い。

二、役務の類否及びその類似の程度：両商標はいずれもホテル、レストラン等の役務での使用が指定されており、同一の又は高度に類似する役務に属する。

三、関連する消費者の各商標に対する熟知度及び実際の誤認混同の状況：異議申立の根拠商標は飲食及び宿泊関連役務における信用・名声を表し、関連する事業者又は消費者に熟知されていると認めることができる。ただし、原告が、係争商標は登録される前から市場で長い間販売を目的として使用されてきたと主張することは、信用できるものである。さらに、係争商標が提供する宿泊業の役務は台南市を中心とし、市内に位置する便利なビジネスホテルであると標榜しており、異議申立の根拠商標が提供する宿泊役務はスタークラスの大型ホテルで台北市に位置しているのとは、明らかに異なり、しかも使用に関する事実証拠によると、明らかに「聖旺商旅」と「神旺大飯店」を誤認する状況はない。

以上のことから、両商標の類似度は低く、係争商標は誤認混同のおそれを構

成する 2 つの必須要素の中の 1 つが欠けている。もう一つの要素である両商標の指定役務は同一の又は高度の類似を構成しているが、原告が提出した証拠は、飲食及び宿泊業に関連する消費者が係争商標と異議申立の根拠商標とが併存する事実を認識していると認定でき、両商標の役務の形態も異なり、しかもすでに関連する消費者が実際に誤認混同したという状況を証明する証拠もないため、係争商標の登録は関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれはない。

## II 判決内容の要約

知的財産裁判所行政判決

【裁判番号】 109 年行商訴字第 76 号

【裁判期日】 2021 年 3 月 25 日

【裁判事由】 商標登録異議

原告 聖旺商旅股份有限公司  
代表人 黃國書（董事長）  
被告 經濟部知的財産局  
代表人 洪淑敏（局長）住所同上  
参加人 蔡合旺事業股份有限公司（TSAI HO WANT ENTERPRISES CO., LTD.）  
代表人 彭玉滿（董事長）

上記当事者間の商標登録異議事件について、原告は經濟部の 2020 年 5 月 27 日付経訴字第 10906304780 号訴願決定を不服とし、行政訴訟を提起した。本裁判所は次の通り判決する。

主文

原処分及び訴願決定を取り消す。

訴訟費用は被告の負担とする。

### 一 事実要約

原告は 2018 年 6 月 20 日に「聖旺商旅 San Juan Easy Stay Inn Tainan」商標を以って、商標法施行細則第 19 条規定に公告されている商品及び服務分類の第 43 類「ホステル、モーテル、食事付ホテル、ホテル代理予約取次ぎ、ホテル予約取次ぎ、一時宿泊施設の提供、民宿における宿泊施設、ホテル、一時宿泊施設の予約取次ぎ、民宿、下宿屋における宿泊施設の提供、イン、アパートメントホテル、ホテル管理方式アパートメント、喫茶店、セルフサービスレストラン、ホテル、ケータリング、宴会の準備開催、カクテルパーティの準備開催」役務での使用を指定し、被告に登録を出願した。被告の審査を経て、登録第 1982751 号商標（以下「係争商標」、添付図 1 の通り）として登録された。その後参加人は係争商標が登録第 186675 号商標（以下「異議申立の根拠商標」、添付図 2 の通り）により、商標法第 30 条第 1 項第 10 号、第 11 号及び第 12 号規定に違反するとして、これに対する登録異議を申し立てた。被告が審理した結果、係争商標の登録は商標法第 30 条第 1 項第 10 号規定が適用

されると認め（同条項第 11、12 号規定については審理されていない）、2020 年 2 月 10 日付中台異字第 1080357 号商標登録異議審決書を以って係争商標に登録取消処分を下した。原告はこれを不服として行政訴訟を提起したが、経済部の 2020 年 5 月 27 日付経訴字第 10906304780 号決定を以って棄却されたため、原告は本裁判所に行政訴訟を提起した。

## 二 両方当事者の請求内容

- (一) 原告の請求：訴願決定及び原処分を取り消す。
- (二) 被告の請求：原告の訴えを棄却する。

## 三 本件の争点

本件の争点：係争商標の登録は、商標法第 30 条第 1 項第 10 号規定に違反するか。

## 四 判決理由の要約

(一)「商標が次に掲げる状況の一に該当するときは、登録を受けることができない。：……十、同一又は類似の商品又は役務において他人の登録商標又は先に出願された商標と同一又は類似のもので、関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるもの。…」と現行商標法第 30 条第 1 項第 10 号に規定されている。条文の構成からみると、「商標の類似」、「商品/役務の類似」が「関連する消費者に誤認混同を生じさせるおそれがある」を構成する 2 つの必須要素であるため、「誤認混同のおそれ」の成立には必ずこの 2 つの要件を備えなければならない。その中の 1 つの要件が欠ける場合、実際に誤認混同の事例が発生したならば、なお誤認混同のおそれを構成すると認定できる。よってその他の関連要素が存在するならば、できる限り参酌し考慮しなければならず、そうすることで正確に誤認混同のおそれの有無を掌握できる認定となる。以下に、商標の類似、商品/役務の類似及び本件に存在する関連の要素をそれぞれ述べる。

### 1. 商標の類否及びその類似の程度：

「聖旺商旅」と「神旺大飯店」はいずれも「旺」という文字を有するが、「旺」を目立たせるためにわざと拡大しておらず、しかも係争商標の頭文字は「聖」、語尾は「商旅」であり、異議申立の根拠商標は頭文字が「神」、語尾が「大飯店」であり、明らかに異なる。さらに両商標は飲食及び宿泊に関連する業種に使用することが指定されており、日常的に消費する用品ではなく、実際に役務を消費している消費者か、役務を今後消費する可能性がある潜在的な消費者かを問わず、ある程度の注意を施せば両商標を容易に区別でき、両商標が同一または関連の出所からのものであると誤認を生じさせるに到らないため両商標の類似の程度は極めて低い。

### 2. 商品/役務の類否及びその類似の程度：

係争商標に係る指定役務「ホステル、モーテル、食事付ホテル、…、宴会の準備開催、カクテルパーティの準備開催」（詳細は添付図 1 を参照）を異議申立の根拠商標に係る指定役務「レストラン、ドリンク店、飲食店、…、民宿における宿泊施設、ホステル」（詳細は添付図 2 を参照）と対比すると、いずれも消費者の飲食と宿泊に関連する役務に属し、性質、内容、提供者、販路及び消費者層等の要素には共通または関連する箇所があり、一般的社会通念及び市

場での取引状況により、同一のまたは高度に類似する役務に属する。

3. 関連する消費者の各商標に対する熟知度：

(1) 参加者は長期にわたって飲食事業及びホテル事業を運営してきた。さまざまな宣伝ルートと公の活動への参加を通じて、異議申立の根拠商標を飲食及び宿泊の役務において広めたほか、コンビニや銀行と異業種提携を進め、幾度もメディアで紹介され、ネットユーザーも訪問の感想をシェアしており、異議申立の根拠商標は飲食及び宿泊関連役務における信用・名声を表し、関連する事業者又は消費者に熟知されていると認めることができる。

(2) 原告は2019年11月22日付答弁書にて答弁証拠3号の聖旺商旅宿泊料金検索サイト資料(異議ファイル第41頁を参照)を提出しており、Hotels.com、Agoda、Expedia、Booking.comというホテル予約サイトでは「聖旺商旅」が消費者の予約注文に提供されていることが示されている。また2020年3月5日付訴願書で提出されている訴願答弁証拠9号のBooking.com、Agodaサイト(訴願ファイル第17頁を参照)では、「聖旺商旅」がBooking.com予約サイトで578件の評価を、Agoda予約サイトでは585件の評価を得ており、合計で少なくとも1千件余りの予約資料がある。係争商標は2019年4月16日に登録が公告され、2020年3月5日に原告は上記サイト資料を提出するまでわずか1年しか経っておらず、1千件以上の宿泊予約があることは不可能であり、原告が係争商標は登録される前から市場で長い間販売を目的として使用されてきたと主張することは、信用できるものである。

さらに消費者の「聖旺商旅」に対するネットでの評価は「ロケーションが良く、地下駐車場はバイクが駐輪でき、カウンターのスタッフは親切で細かく説明してくれた。部屋は大きくないが、明るくて清潔であり…」とあり、「聖旺商旅」と「神旺大飯店」との誤認は見られない。異議申立の根拠証拠の知名度は確かに係争商標よりは高いが、飲食及び宿泊業の役務市場に関連する消費者にとって、両者が異なるものであると区別できるため、両商標が市場において共存する事実は当該分野に関連する消費者に認識されており、この共存の事実を尊重すべきである。

4. 実際の誤認混同の状況及びその他の誤認混同に関する要素：

本件の両商標はいずれも飲食及び宿泊業における役務での使用を指定しているが、異議申立の根拠商標は大型ホテルという形式で提供され、係争商標は安価なビジネスホテルという形式で提供されており、当該区分の役務を受ける消費者にとって、大型ホテルかビジネスホテルかは、明らかに異なる消費形態であり、これは消費者が消費するときに重視する要因のひとつであるため、実際取引している消費者か、今後取引する可能性がある潜在的消費者かを問わず、誤認混同の可能性はなく、かつ係争商標は長い間使用され、関連の消費者に誤認混同を生じさせるおそれがあるのであれば、参加人は証拠を提出して証明すべきであるが、ファイルには関連する消費者に実際に誤認混同を生じさせたという状況を証明した証拠はなく、ここから、消費者は両者の違いを区別でき、誤認混同を生じさせるおそれはないと証明できる。

5. 本裁判所は、係争商標の登録によって関連する消費者に両商標の商品が同一の出所からのものである、両商標の使用者の間に関連企業、使用許諾関係、加盟関係又はその他これらに類する関係が存在すると誤認させて、誤認混同を生じさせるおそれはなく、本号規定の適用はないと認める。

(二) 以上をまとめると、係争商標の登録は商標法第 30 条第 1 項第 10 号規定に違反しておらず、従って被告が係争商標の登録が上記規定に違反していると認めて下した「係争商標の登録を取り消す」処分には、なお法に合わないところがあり、訴願決定で（原処分を）維持したことにも誤りがあるため、原告がこれに基づき原処分及び訴願決定の取消しを求めることには理由があり、許可すべきである。

2021 年 3 月 25 日  
知的財産裁判所第一法廷  
裁判長 李維心  
裁判官 林洲富  
裁判官 蔡如琪

**TIPLO**  
Attorneys-at-Law

<p>添付図一：係争商標（登録第 01982751 号）</p> <p>登録出願日：2018 年 6 月 20 日（存続期間：2019.4.16～2029.4.15）</p> <p>商標権者：聖旺商旅股份有限公司</p> <p>指定商品又は役務： 第 043 類：「ホステル、モーテル、食事付ホテル、ホテル代理予約取次ぎ、ホテル予約取次ぎ、一時宿泊施設の提供、民宿における宿泊施設、ホテル、一時宿泊施設の予約取次ぎ、民宿、下宿屋における宿泊施設の提供、イン、アパートメントホテル、ホテル管理方式アパートメント、喫茶店、セルフサービス式レストラン、ホテル、ケータリング、宴会の準備開催、カクテルパーティーの準備開催。」役務。</p>
<p>添付図二：異議申立の根拠商標（登録第 00186675 号）</p> <p>登録出願日：2002 年 7 月 11 日（存続期間：2003.9.1～2023.8.31）</p> <p>商標権者：蔡合旺事業股份有限公司</p> <p>指定商品又は役務： 第 043 類：「レストラン、ドリンク店、飲食店、軽食堂、フルーツかき氷店、茶芸館、鍋料理店、喫茶店、ビアホール、バー、ホテル、ファーストフードレストラン、セルフサービス式レストラン、カクテルパーティーの準備開催、宴会の準備開催、レストランの代理予約取次ぎ、ケータリング、給食、デザートバー、ホテル、モーテル、食事付ホテル、ホテルの代理予約取次ぎ、ホテルの予約取次ぎ、一時宿泊施設の提供、キャンプ宿泊設備の提供、キャンプ場施設の提供、可搬式建築物の貸与、テントの貸与、民宿における宿泊施設、高齢者用入所施設、調理器具の貸与、家具の貸与、会場の貸与、展示会設備の提供、会議室の貸与、動物ホテル、ホステル。」役務。</p>

**TIPLO** 台湾國際專利法律事務所  
Attorneys-at-Law Taiwan International Patent & Law Office

事務所：  
台湾10409台北市南京東路二段125号  
偉成大樓7階  
Tel: 886-2-2507-2811・Fax: 886-2-2508-3711  
E-mail: [tiplo@tiplo.com.tw](mailto:tiplo@tiplo.com.tw)  
Website: [www.tiplo.com.tw](http://www.tiplo.com.tw)

東京連絡所：  
東京都新宿区新宿2-13-11  
ライオンズマンション新宿御苑前 第二506号  
Tel: 81-3-3354-3033・Fax: 81-3-3354-3010

記事提供：TIPLO Attorneys-at-Law 台湾國際專利法律事務所  
© 2022 TIPLO, All Rights Reserved.